



令和5年度

障害者を対象とした宮城県職員採用選考考査案内

令和5年7月1日
宮城県

この選考考査は、障害者の雇用の促進を図ることを目的として行うものです。

- ◎ 申込受付期間 令和5年7月28日(金)～8月25日(金)
- ◎ 第1次考査 令和5年10月22日(日)

1 職種・採用予定人員・職務内容

職 種		採用予定人員※1	職 務 内 容
事 務 (大学卒業程度)	一般事務	3人程度	宮城県本庁又は地方機関に勤務し、行政事務に従事します。
事 務 (短期大学卒業程度)	学校事務	1人程度	宮城県内の公立学校（仙台市立の学校を除く。）、宮城県教育委員会本庁又は地方機関に勤務し、教育行政事務に従事します。
	警察事務	1人程度	宮城県警察本部又は警察署に勤務し、警察行政事務に従事します。
事 務 (高等学校卒業程度) ※2	一般事務	2人程度	宮城県本庁又は地方機関に勤務し、行政事務に従事します。
	学校事務	1人程度	宮城県内の公立学校（仙台市立の学校を除く。）、宮城県教育委員会本庁又は地方機関に勤務し、教育行政事務に従事します。

(注) ※1 採用予定人員については、現時点での予定であり、今後変更になることがあります。

※2 「事務（高等学校卒業程度）」を受考しようとする人は、「一般事務」、「学校事務」の中から第2志望まで選択することができます。

2 応募資格

次の全ての要件を満たす人

(1) 年齢・資格

職 種		受 考 資 格
事 務 (大学卒業程度)	一般事務	昭和63年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人
事 務 (短期大学卒業程度)	学校事務	昭和63年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人
	警察事務	
事 務 (高等学校卒業程度)	一般事務	昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業生若しくは令和6年3月卒業見込みの人又はこれらと同等以上の経歴を有すると認められる人以外の人
	学校事務	

(2) 次のいずれかに該当する人

- ① 身体障害者手帳（身体障害者福祉法第15条）の交付を受けている人
- ② 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人
- ③ 知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター又は精神保健指定医により知的障害者であると判定された人
- ④ 精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条）の交付を受けている人

注1) 前ページの手帳等は受考申込日及び受考当日において有効であることが必要です。

注2) 精神障害者保健福祉手帳には有効期限があります。有効期限の更新手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

注3) 採用時点において手帳が更新されない人は採用される資格を失います。

注4) 手帳等の名称については、交付している地方公共団体により独自の名称が付されている場合があります。ご自身の手帳の種類が不明な場合は、お住まいの地方公共団体の窓口で確認してください。

(3) 令和6年4月1日以降勤務可能な人。ただし、次のいずれかに該当する人は、(1)及び(2)の要件を満たしても応募できません。

- ① 日本の国籍を有しない人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③ 宮城県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ④ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ⑤ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とする人を除く。）

3 考査の実施時期・考査種目・考査会場

考査の実施時期		考査種目	考査会場
第1次考査	令和5年10月22日(日) 10:00~14:15	教養考査 (択一式) 論(作)文考査	宮城県自治会館 仙台市青葉区上杉一丁目2-3
第2次考査	令和5年11月30日(木) ~12月1日(金)	適性検査 人物考査	仙台市内(又は名取市内)

注1) 第1次考査の受付は午前9時15分開始とします。午前9時45分までに着席してください。ただし、点字による受考の場合は、着席・考査開始時刻が異なります(受考票送付時に別途通知します)。

なお、考査開始時刻以後に来た人は、原則として受考できません。

注2) 第2次考査の詳細については、第1次考査合格者に書面でお知らせします。

災害等への対応について

やむを得ない事情により考査日時、考査会場及び合格発表を変更する場合などの緊急のお知らせなどについては、宮城県職員採用試験情報トップページでお知らせします。

宮城県職員採用試験情報トップページ



4 考査内容

考査種目	内容
第1次考査	教養考査 (択一式) 公務員として必要な大学卒業程度、短期大学(高等専門学校)卒業程度又は高等学校卒業程度の一般的知識及び知能についての筆記考査 (題数40題 時間120分)
	論(作)文考査 公務員として必要な文章による表現力、判断力、思考力等についての筆記考査 〔「大学卒業程度」及び「短期大学卒業程度」は論文 時間60分〕 〔「高等学校卒業程度」は作文 時間60分〕
第2次考査	適性検査 職務を行うのに必要な適性についての検査
	人物考査 公務員としての適格性についての人物面からの考査(個別面接)
資格調査	応募資格の有無、申込書に記入された内容の真否等についての調査

注1) 第1次考査については、常用若しくは拡大文字(原則として14ポイント程度)の活字印刷文による出題又は点字による出題のいずれかを選択できます。

注2) 第1次審査において点字による受考を希望する場合は、必ず**8月10日(木)**までに宮城県総務部人事課(電話(022)211-2227)まで連絡してください。

注3) 第2次審査の人物審査(個別面接)については、必要な場合には手話通訳者を介しての審査受考も可能です。

5 審査の配点及び合格者の決定方法

(1) 配点

第1次審査			第2次審査		総合得点
教養審査	論(作)文 審査	計	人物審査	計	
100	100	200	200	200	400

※ 第2次審査の適性検査については、適否のみ判定し、得点化しません。

(2) 最終合格者は第1次審査、第2次審査の結果を総合して決定します。

(3) 各審査種目の得点は、原則として標準点化します。標準点とは、平均点及び標準偏差等を用いて算出するもので、受考者の点数は、おおむね0点から100点(人物審査については200点)に分布し、平均点は50点(人物審査については100点)となります。ただし、審査種目ごとの受考者数によっては、標準点化しない場合もあります。

(4) 各審査種目において、それぞれの合格基準に満たない種目がある場合は、他の成績にかかわらず不合格になります。

6 教養審査の出題分野

出 題 分 野
社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈

7 論(作)文審査の課題例

事 務 (大学卒業程度)	アフターコロナ(新型コロナウイルス感染症の収束後)を見据え、宮城県内の観光産業を活性化するためにどのような取組が必要かについて、あなたの考えを述べなさい。
事 務 (短期大学卒業程度)	電子マネーやデジタル教科書などICTの利活用が進み便利になる一方、情報通信インフラの整備状況や経済的状況から生じる情報格差が存在している。情報格差を是正するために行政としてどのような取組が必要かについてあなたの考えを述べなさい。
事 務 (高等学校卒業程度)	これまでに最も努力したこと

8 申込受付期間・受考手続等

<<原則としてインターネット(電子申請)により申し込んでください。>>

(1) インターネットで申し込む場合

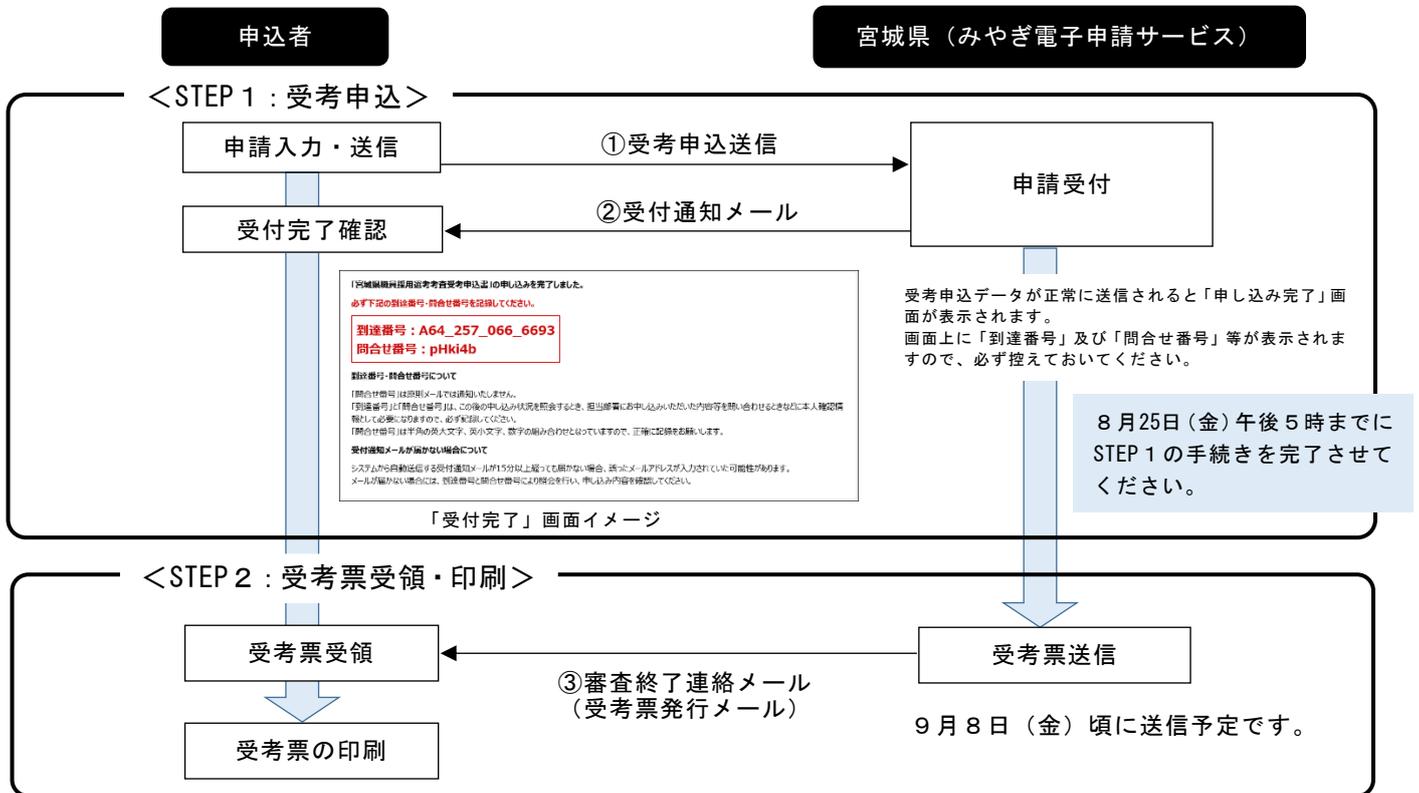
申込受付 期 間	令和5年7月28日(金)午前9時から8月25日(金)午後5時まで ※受考申込期間最終日は、みやぎ電子申請サービスへのアクセスが集中し、手続きに時間がかかる場合があります。また、通信回線の障害が原因であっても、申込受付期間を過ぎると受付できませんので、余裕をもって早めに申込手続を行ってください。
申込方法 及び申込先	次ページ「電子申請フロー図」及び宮城県総務部人事課ホームページの「インターネットによる受考申込」などをよく確認の上、みやぎ電子申請サービス(https://www.shinsei.elg-front.jp/miyagi2/uketsuke/form.do?id=1682989311306)へアクセスし、申し込んでください。
受 考 票 の 交 付	令和5年9月8日(金)頃に発行します。 「受考票」を電子メールで送付しますので、第1次審査当日に持参してください。

電子申請フロー図

宮城県総務部人事課ホームページの「インターネットによる受考申込」を必ず確認してください。

■インターネットによる申込みには、次のものがが必要です。

- ・パソコン又はタブレット端末若しくはスマートフォン（一部非対応機種あり）（携帯電話は不可）
- ・本人のメールアドレス
- ・A4サイズが出力できるプリンタ（コンビニのプリントサービスの利用も可）



(2) 郵送又は持参で申し込みする場合（インターネットによる申込みができない人）

申込受付期	令和5年7月28日(金)から令和5年8月25日(金)まで (持参する場合の受付時間は午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。))とします。郵送で申し込む場合は令和5年8月25日までの消印のあるもので、令和5年9月21日(木)までに宮城県総務部人事課に届いたものに限り受け付けます。)
申込方法及び申込先	次の書類を「宮城県総務部人事課」(〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1)に提出してください。 なお、受考申込書は、郵便法(昭和22年法律第165号)上の信書に該当するため、 郵送以外の方法で送ることはできません。 ① 宮城県職員採用選考考査受考申込書(所定の様式を使用し、 <u>写真及び63円切手</u> を貼付したもの。)……………1部 ② 受考調書(所定の様式による。)……………1部 ③ 2(2)に掲げる手帳等の写し……………1部 注1) ①から③の書類を郵送する場合は、封筒の表に「 <u>受考申込(選考)</u> 」と朱書きし、「 <u>簡易書留郵便</u> 」等の確実な方法により 郵送 してください。 注2) 手帳等の写しについては、「氏名」、「生年月日」、「障害名」、「交付日」、「有効期限」、「障害の等級」、「交付機関」が記載された部分とします。
受考票の交付	受考票は申込受付期間終了後に郵送しますが、令和5年9月15日(金)までに届かない場合は、宮城県総務部人事課人事企画・研修班(電話(022)211-2227)にお問い合わせください。

9 合格発表・採用時期等

- (1) 第1次考査の合格発表は令和5年11月10日(金)(予定)に、第2次考査の合格発表は令和5年12月中旬に、合格者の受考番号を宮城県行政庁舎1階に掲示するほか、宮城県職員採用試験情報トップページに掲載します。また、合格者には書面でお知らせします。
- (2) 最終合格者については、原則として令和6年4月1日以降に採用する予定です。

10 採用時の給与

- (1) 新卒者の初任給は地域手当(仙台市内勤務の場合)を含め、おおむね次のとおりです。
(令和5年4月現在)

職 種	適用給料表	初 任 給	摘 要
一般事務(大学卒業程度)	行政職給料表	184,024円	大学新卒者の場合
学校事務・警察事務(短期大学卒業程度)	行政職給料表	172,320円	短期大学新卒者の場合
一般事務・学校事務(高等学校卒業程度)	行政職給料表	162,288円	高等学校新卒者の場合

- (2) 民間等における職歴がある場合は、一定の基準により職歴期間を加算の上、初任給が決定されます。
- (3) (1)のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当(年間約4.4か月分)等がそれぞれの要件により支給されます。

11 考査結果の提供

- (1) この考査の結果については、開示請求によらずに即日提供を受けることができます(下表参照)。提供を希望する場合は、受考者本人又はその法定代理人(ただし、法定代理人による申込みは、受考者が申込時に未成年である場合に限り)が、下表に掲げる書類を持参の上、午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く)に、下表の提供場所に直接おいでください。
なお、電話により考査結果の提供を受けることはできません。

提供を受けることができる人	提供内容	受付期間	提供場所
第1次考査不合格者	考査種目別の得点、総合得点及び総合順位	第1次考査合格発表日から1か月間	宮城県人事委員会事務局 (仙台市青葉区本町三丁目8-1 (県庁17階))
第1次考査合格者		最終合格発表日から1か月間	

[受考者本人が申込みする場合に必要な書類]

受考票及び本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等)

[受考者の法定代理人が申込みする場合に必要な書類]

受考者本人の受考票、法定代理人に係る本人であることを証明する書類(法定代理人自身の運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等)及び受考者の法定代理人であることを証明する書類(戸籍謄本又は抄本等)

- (注) 第1次考査合格者のうち第2次考査を受考しなかった人には、総合得点及び総合順位は付されません。
- (2) 考査結果の提供についての詳細は、宮城県人事委員会事務局(電話(022)211-3761)にお問い合わせください。

12 その他

- (1) 考査当日は、受考票、筆記具等(HBの鉛筆数本、消しゴム等)を必ず持参してください。
- (2) この考査についての詳細は、宮城県総務部人事課人事企画・研修班(電話(022)211-2227)にお問い合わせください。

注意事項

原則として受考者用の駐車場はありませんが、特に自家用車での来場を希望する場合は、あらかじめ宮城県総務部人事課に申し出てください。